

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

資料 川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

参考資料 川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

臨海部国際戦略本部
令和8年2月10日

川崎臨海部投資促進制度の見直し等(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

資料

1 概要

川崎市では、臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業を後押しするため、「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」及び「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度を令和3年4月に策定しました。また、川崎臨海部の持続的発展に寄与する新産業の創出を促進し、新たな戦略拠点の形成を図るため、「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度を令和5年4月に策定し、運用しています。

この度、川崎臨海部を取り巻く経済状況・社会情勢等の変化などを踏まえ、これらの制度について見直し等(案)のとりまとめを行い、市民の皆様をはじめ幅広く意見を募集いたしました。

その結果、37件の意見をいただきましたので、意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎臨海部投資促進制度の見直し等(案)に関するパブリックコメントの実施結果について
意見の募集期間	令和7年11月27日（木）～令和7年12月26日（金）
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市政だより（令和7年12月号掲載）　　・市ホームページ・資料の閲覧（各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、臨海部国際戦略本部事業推進部）・臨海部に立地する施設（キングスカイフロントマネジメントセンター、川崎マリエン）への資料掲出・川崎臨海部立地企業が加盟する各種協議会等（川崎臨海部活性化推進協議会、川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会ほか）への周知・臨海部国際戦略本部SNS（X）での情報発信
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページ・資料の閲覧（各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、臨海部国際戦略本部事業推進部）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	13通（37件）
意見提出フォーム	13通（37件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

（1）意見の対応区分

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく中で、参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見について、案の内容を踏まえて説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	件数	対応区分				
		A	B	C	D	E
①「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」に係る制度に関すること	25	0	10	2	13	0
②「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度に関すること	0	0	0	0	0	0
③「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度に関すること	12	0	5	1	6	0
合計	37	0	15	3	19	0

(2) 主な意見と本市の対応

今回のパブリックコメント手続きでは、制度に期待する意見のほか、周知に関する要望などが寄せられました。寄せられた意見は、案に沿ったものや、本市が取組を進めていく上で参考とさせていただくものであったことから、制度の見直しについては、当初お示しした内容に沿って手続きを進めていくとともに、今後の本制度の運用において参考とさせていただきます。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」に係る制度に関すること（25件）

No.	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<u>現行制度の継続要件に加え、「新規立地企業や30年未満立地企業による設備投資等」と「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等」を新たに対象とする方向性に賛同する。（同趣旨他5件）</u>	川崎臨海部に立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、本制度により企業の投資意欲を喚起することで、臨海部全体の産業競争力の強化を図ってまいります。	
2	<u>「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資が新たに対象となることで、水素の活用を検討している企業にとって、投資判断を強く後押しする制度となると期待している。</u>	また、既存施設・設備の積極的な更新等を促すとともに、土地利用転換を始めとする低未利用施設・設備の早期解消を図るため、操業年数を問わず、広く設備投資を後押ししてまいります。 「『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」については、現時点において経済合理性が低く、市場も未成熟であることから、 <u>2050年に向けて、川崎臨海部におけるGXの早期実現に向け、支援を強化してまいります。</u>	B
3	<u>製造業の施設・設備は30年未満でも陳腐化しているのが現状であることから、対象事業が操業年数を問わないとすることについて、大変評価する。</u>		
4	<u>市外企業も対象とされるのであれば、市外企業への積極的な制度周知についても検討していただきたい。</u>	本制度については、幅広く企業に活用していただくため、立地企業への周知を行うほか、 <u>市内外の企業に向けて、市ウェブページ等を活用した広報にも取り組んでまいります。</u>	
5	<u>タイミングを逸すことなく本制度が後押しとなるためには、市の広報だけでなく多様な周知方法（金融機関、事業者団体等）の活用が効果的と考える。</u>	また、いただいた御意見も踏まえ、 <u>企業や団体により構成される協議会等の協力もいただきながら積極的な周知を図ってまいります。</u>	C

6	<p>より川崎臨海部への投資を促す観点から、現行の補助も含め補助率を上げることや、他の補助制度との重複した場合も対象とすること、また規制緩和なども合わせて検討していただき、川崎臨海部競争力の強化が総合的に図られるよう要望する。</p>	<p>制度設計にあたっては、財政支出と税収効果のバランスが確保されることを前提とし、現行制度の検証も踏まえて、補助率等を設定いたします。</p>	
7	<p>建設費や物価高騰が続いている中で、補助金の上限額を5年前と同額とした場合は、実質的に制度が後退していることになるのではないか。物価上昇率（特に建設費上昇率）に合わせて、補助金の上限額及び補助率を上げるべきであると考える。</p>	<p>しかしながら、建設費や物価高騰の状況の中で、企業の投資意欲を喚起するためには、企業が魅力を感じる制度設計が必要であると認識しておりますので、いただいた御意見は今後、制度のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	D
8	<p>今回の制度の見直しは、企業誘致の強力なツールの一つと評価しているが、補助金だけではなくて、税免除や規制緩和、企業が操業しやすいインフラ整備等も含め企業誘致をより促進する観点からの総合的な検討も合わせてしていただきたい。</p>	<p>なお、本制度以外による川崎市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額が補助対象経費となります。また、国・神奈川県の補助金等との併用は可能としております。</p> <p>また、本制度のほか、臨海部ビジョンに位置づけられたリーディングプロジェクトを総合的に推進するとともに、企業が操業しやすい環境の整備に向けた取組を推進することにより、川崎臨海部の産業競争力の強化を図ってまいります。</p>	
9	<p>既存のLNG発電設備の水素燃料化改造工事も対象としてほしい。</p>	<p>新たに追加する要件として、「『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」も補助の対象としております。このうち、「水素、アンモニア、バイオマスを燃料とすることができる発電設備、水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器の新設、増設又は更新」については、既存の設備を改造・改良し、将来的に水素を燃料として発電等を行うことができる設備、機器に更新する場合も対象しております。</p>	B

10	<p>既存立地企業が設備投資をするきっかけは老朽化が一番であることから、投下固定資産額という取得に要した費用だけでなく、<u>老朽設備の撤去や付随するユーティリティ整備、インフラ整備等にかかる費用についても補助を拡大していただきたい。</u>(同趣旨他2件)</p>	<p>本制度は、<u>企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るほか、カーボンニュートラルコンビナートの実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、補助金を交付することで川崎臨海部の産業競争力の強化を図ることを目的としております。そのため、生産能力や機能、製品等の高度化・高付加価値化に直結しない設備投資等は引き続き補助の対象外としております。</u></p> <p><u>なお、高度化・高付加価値化に資する設備投資等と一体不可分のものであり、投資計画の一端を担う場合には、補助の対象とするものとしております。</u></p>	D
11	<p>老朽化した事務所等など、直接生産施設の更新や新設には繋がらないものの、業務効率化・コスト削減に資する場合も、補助の対象としていただきたい。</p>	<p>本制度は、企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、経済状況・社会情勢等の変化に対応することにより、川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的としております。そのため、事務所、研究所又は工場を新設し、増設し、又は更新する行為や、生産能力の増強、合理化、カーボンニュートラル化に向けた転換又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設し又は増設し若しくは更新する行為を補助対象としており、それらに直結しない設備投資等は引き続き補助の対象外としております。</p>	
12	<p>人手不足の状況下においては、従業員のための充実した福利厚生施設（食堂、レクレーション施設など）も企業にとって重要な設備投資案件となっている。今回の見直しでは、こういった福利厚生施設の整備費用も対象としてほしい。</p>	<p>本制度は、企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、経済状況・社会情勢等の変化に対応することにより、川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的としております。そのため、事務所、研究所又は工場の主たる機能を補完するとともに、主たる機能の床面積等を超えない場合に限り、補助の対象といたします。</p>	D

13	<p>リサイクル施設については、廃棄物処理施設設置許可の対象でありながら製造業としての側面を持つ事業所が、川崎臨海部には多く立地している。このような施設についても補助対象となるよう制度の詳細設計で検討していただきたい。</p>	<p>本制度は、事業者が行う設備投資等で、その事業者の事業内容が日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に該当することを対象事業の要件としております。</p> <p>廃棄物を原料として、新たに製品を製造する場合は当該産業分類における製造業に該当する場合がございますので、申請内容の事業内容等について確認の上、適切に運用してまいります。</p>	
14	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の適用を受ける場合等も補助対象となることを要望する。（同趣旨他1件）</p>	<p>また、本制度の見直しにより、「『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」を新たな対象事業といたしました。これにより、廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備やケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備、二酸化炭素の回収・貯蔵・再利用化に係る設備等の新設、増設又は更新する行為を補助の対象としております。</p>	D
15	<p>プラスチックリサイクルの高度化につながる設備投資については既存施設の改造工事についても補助対象となるよう制度設計を検討していただくよう要望する。この場合、投下資本額に関わらずCO₂削減効果または資源循環量の増加に資する案件であれば補助対象とすることをご検討いただきたい。</p>	<p>本制度における設備投資等につきましては、工場等の新設、増設だけでなく、更新する行為（劣化した施設の性能又は機能を、原状く初期水準>を超えて改善すること）も対象としております。</p> <p>本制度は事業所の高度化・高機能化を図ることを目的としており、その実現のためには一定規模以上の設備投資が必要なことから、投下固定資産額を20億円以上としております。</p> <p>なお、本制度の見直しにより、新たな対象事業とした「『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」につきましては、川崎臨海部のGXの早期実現を図るために、支援を強化することとして、投下固定資産額を3億円以上としております。</p>	D
16	<p>「水素を燃料とすることができます」の解釈として、水素Ready設備（水素混焼設備等）の新設、増設及び更新を対象事業とすることが川崎カーボンニュートラル構想の実現に大きく貢献すると考える。</p>	<p>「水素を燃料とすることができますボイラー及び燃焼機器」については、水素混焼を行うことができる設備の新設、増設及び更新も補助の対象としております。</p>	B

17	<p>「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等」の対象について、生産設備にはあたらないが、プラスチック置場となる効率的倉庫の設置に関しても補助金の対象としていただきたい。</p>	<p>本制度の見直しにより、新たな対象事業とした「『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」におきましては、「廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備の新設、増設及び更新」を補助の対象の一つとしております。</p> <p>なお、倉庫につきましては、事務所、研究所又は工場の主たる機能を補完するとともに、主たる機能の床面積等を超えない場合に限り、補助の対象といたします。</p>	D
----	--	--	---

(2) 「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度に関すること（0件）

(3) 「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度に関すること（12件）

No.	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<u>賃貸R&D施設へのテナント事業者に対する支援策について、大いに期待している。</u>	本制度は、川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点を形成することを目的としており、自社活用型施設と賃貸R&D型施設の新設、さらには賃貸R&D型施設へ入居するテナント事業者まで、新産業創出における多様な主体による拠点形成を支援することとしております。	
2	<u>「法人市民税（法人税割）相当額」または「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを選択できる制度設計とすることで、多様な企業が集積した研究開発拠点の形成につながることを期待している。（同趣旨他2件）</u>	テナント事業者に対する支援については、補助金額を「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを選択できることとしておりますので、より幅広い企業を対象とすることにより、多様な主体が集積した研究開発拠点の形成を図ってまいります。	B
3	<u>支援の拡大によって、スタートアップ企業の集積がより期待できるだけでなく、臨海部立地企業との連携により、付加価値を生み出すことにもつながることから、大いに評価する。</u>	テナント事業者向けの支援については、令和9年度の南渡田地区のまちびらきに向けて、テナント事業者の入居を強く後押しするため、制度運用期間を令和8年度～令和9年度の2年間と設定しています。	
4	イノベート川崎ネクストにおいては、南渡田のまちびらきがこれからであり、テナント付けに時間を要することも想定されるため、是非とも期間を延長していただきたい。	令和10年度以降の制度のあり方については、既に運用を開始している自社活用型施設及び賃貸R&D型施設の新設に対する支援と合わせて検討を行う予定としております。	D

5	<p>法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額が、補助金額とする税目に加えられたが、補助対象者は、施設入居者と思われ、賃料についての補助はないのか、この案を見る限りでは、わかりにくい。補助制度について、もう少しあかりやすくして整理していただくよう要望する。</p>	<p>テナント事業者向けの支援については、賃料を補助するのではなく、「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを補助することとしております。これにより、収益を上げることに前向きな企業や積極的な設備投資を行う企業の入居を促進することを目指しております。</p> <p>資料内容につきましては、いただいた御意見を踏まえ、テナント事業者に積極的に利用いただけるよう、分かりやすく制度周知を図ってまいります。</p>	C
6	<p><u>テナント事業者向けの支援は、家賃を補助した方が、企業誘致にはより効果的でないか。</u></p>	<p>本制度は、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付することにより、川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点を形成することを目的としたものです。</p> <p>テナント事業者向けの支援については、賃料を対象に補助するのではなく、<u>研究開発機能の集積を図るために、「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを補助すること</u>としております。これにより、収益を上げることに前向きな企業や、新産業創出に寄与する設備投資に積極的な企業の入居を促進することを目指しております。</p>	D

7	<p><u>対象地域を、扇島など臨海部の土地利用転換エリアにも広げてほしい。(同趣旨他1件)</u></p>	<p>本制度の対象地域は、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域としており、具体的には「研究開発拠点の形成を目的に、本市が土地利用計画等を策定し、計画的に土地利用を進める地域」又は「本市と事業者等が土地利用に関する協定等を締結し、これらに基づき土地利用を進める地域」として、<u>キングスカイフロント地区及び南渡田地区を対象地域としております。</u></p>	
8	<p>臨海部における他企業でも活用できる仕組みとなることを期待する。</p>		D
9	<p>補助対象がキングスカイフロント及び南渡田地区に限定されているが、対象を臨海部全体に広げることを是非検討いただきたい。</p>	<p>引き続き、川崎臨海部の持続的な発展に寄与するとともに、本市のみならず我が国の経済や社会の発展に寄与する新産業拠点の形成を目指し、戦略的な土地利用を推進してまいります。</p>	

1. 趣旨

(1) 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」及び「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」について、制度運用期間が令和7年度までとなつてのことから、制度策定から5年が経過した現時点における川崎臨海部を取り巻く経済状況・社会情勢等や、課題等を明らかにし、今後の制度の見直しを行うものである。

(2) 「川崎臨海部研究開発機能強化補助金（イノベート川崎ネクスト）」について、令和9年度の南渡田地区まちびらきに向けて、対象となる賃貸R&D施設の計画が具体化したことから、テナント事業者向けの補助制度の運用開始に当たって、その具体的な要件等を設定する。

2. 現行の川崎臨海部投資促進制度について（概要）

（1）川崎臨海部産業競争力強化促進補助金

ア 概要

川崎臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に補助金を交付

イ 対象

- (ア) 川崎臨海部で30年以上操業している事業者
- (イ) 製造業

ウ 要件等

- (ア) 投下固定資産額（土地、家屋、償却資産）が20億円以上
- (イ) 『事業所、研究所、工場の新設、増設、更新』または、『生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新』
- (ウ) 導入設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与すること

エ 補助金額

- (ア) 補助対象経費の3%に相当する額以内（5年の分割交付）
- (イ) 研究所の設備投資等に係る場合は、補助対象経費の5%に相当する額以内（5年の分割交付）
- (ウ) 補助金上限額は5億円

オ 制度運用期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

（2）川崎臨海部土地利用整序化奨励金

ア 概要

川崎臨海部にある土地を売却した後に、当該地で新たに製造業が操業を始めた場合、土地売却企業に奨励金を交付

イ 奨励金額

当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額（1年分）に相当する額以内

ウ 制度運用期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

（3）イノベート川崎ネクスト

ア 概要

川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付

イ 対象地域 キングスカイフロント及び南渡田地区

ウ 主な要件等

	投下固定資産額	補助率	補助限度額
自社活用型	【大企業】 50億円以上	12%	20億円
	【中小企業】 5億円以上	9%	
賃貸R&D型	【大企業】 20億円以上 【中小企業】 5億円以上	6 %	

エ 制度運用期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

3. 現行制度（川崎臨海部産業競争力強化促進補助金）についての検証

（1）制度策定（令和2（2020）年）当時の背景、課題等

① 背景（制度策定当時）

川崎臨海部は、石油・化学といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点である。また、生産設備へ巨額の投資が行われ、全市の償却資産の約半数を占めるなど、本市経済を支えるエンジンともいいくべき極めて重要な地区である。

しかしながら、これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業の国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化、土地利用転換の進展など、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波に晒されており、この状況を打破するためには、川崎臨海部の基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠である。

② 課題（制度策定当時）

- 既存施設・設備の**老朽化**による生産効率の低下
- 市場縮小等に起因する生産規模の縮小・ラインの一部停止
- 機能転換・事業効率化等により、**未利用施設・設備**が増大

策定当時に想定された事態

ア 企業撤退等のリスクの増加

- ・産業構造の転換が進まないことに
よる、地域産業の空洞化が起こる。
- ・低未利用地の増加や事業所閉鎖
などへのリスクが高まる。
- ・事業撤退等によりコンビナート構図
が崩れ、エリア全体の地盤沈下へつ
ながる。

イ 災害対応力の低下

- ・川崎臨海部における災害・
事故は、被害規模が大きく
周辺企業の操業にも影響
する。
- ・臨海部の安全性の一層の
向上に向け、地域全体の
底上げが不可欠と言える。

ウ 温室効果ガスの排出量削減に 向けた取組の停滞

- ・カーボンニュートラルの取組が遅れることで、立地優
位性の低下につながる。
- ・本市の二酸化炭素排出量の多くは産業系に由来
しており、臨海部の果たすべき役割は大きい。
- ・老朽設備のメンテナンスだけでは取組の進展は困難
である。

エ 市税収入の減少

- ・川崎臨海部の法人が納める4税目の
合計は、全市の約4割近くを占める。
- ・制度策定当時、過去10年の税収
は減収または横ばい傾向にあった。
- ・市税収入の減少は、市民サービスや
雇用の低下に直結する。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(2) 現行制度の効果（川崎臨海部産業競争力強化促進補助金）

① 投資喚起

- 制度運用開始（令和3年度）から、これまで **6件の申請に対して交付を決定**
- 制度利用の企業へのヒアリングの結果、5件の申請について、**本補助金が当該設備投資の判断材料となつたと回答**

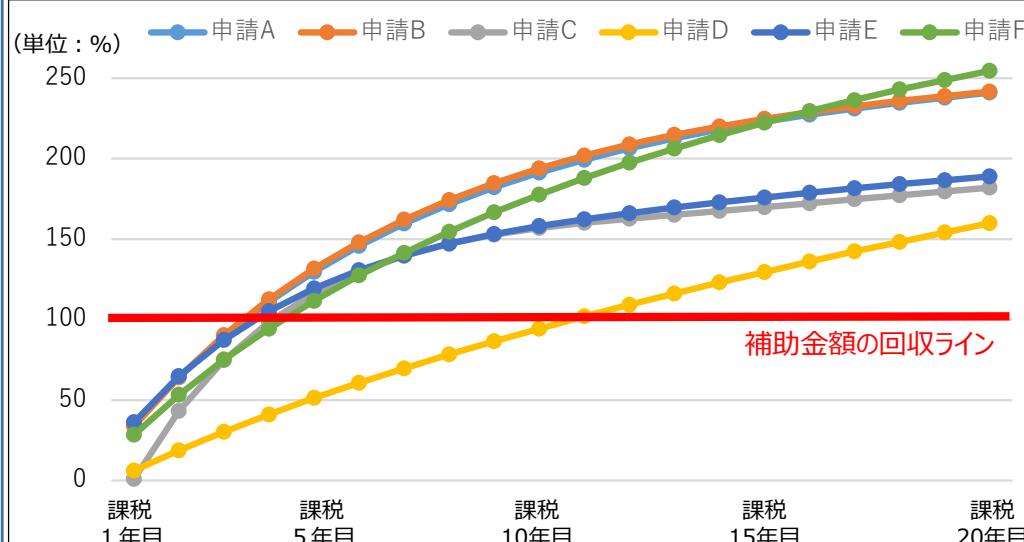
※回答のなかつた1件については、比較的規模の小さい投資であったため、重要な判断材料として、経営者への説明に至らなかつた。

② 税収効果

- 交付決定6件の新規設備投資額は合計**約753億円**（制度策定時の目標：5年間で613億円）、交付決定額は約18.2億円
- 交付決定6件の設備投資に伴う税収累計見込額（20年間）と補助金合計額の差は**約19.7億円**

各案件ごとの税収累計のシミュレーション

- ア) 交付決定額を100%としたときの税収累計見込額の推移
イ) 課税開始から4年目～11年目の間で税収累計見込額が交付決定額を上回る見込み。



③ 高度化・高機能化

- 設備を増強することで**生産能力が向上し、産業競争力を強化**
- 新規技術等に関する研究開発への投資により**事業の高機能化を促進**

ア 各案件ごとの高度化等に資する事業概要

- ア) 生産設備の増強や、設備の更新による生産効率の向上により、約1.1倍～1.6倍の生産能力の向上が見込まれている。
イ) 新規事業への研究開発への投資の他、企業間連携やオープンイノベーションを推進する施設への投資が行われている。

申請	高度化・高機能化の内容	効果
A	生産設備の増強	【生産能力の向上】 作業能力が 約1.6倍
B	既存生産設備の改造と新規設備の導入	【生産能力の向上】 作業能力が 約1.1倍
C	生産設備の増強	【生産能力の向上】 生産量が 約1.45倍
D	新規事業の開発	【新規事業の開発】 【オープンイノベーション】
E	製品貯槽・出荷等の設備増強	【生産能力の向上】 生産量が 約1.3倍
F	新規事業の創出と研究開発	【新規事業の開発】 【オープンイノベーション】

④ 温室効果ガス排出量の削減への寄与

- 設備投資により、施設の**省エネ化や生産工程の効率化**を推進
- 総量または生産量原単位あたりの温室効果ガス排出量の削減に寄与

ア 各案件ごとの温室効果ガス排出量の削減率

	申請A※3	申請B	申請C※3	申請D	申請E※3	申請F
削減率	-2.3%	-6.0%	-7.1%	-6.0%	-16.1%	-2.9%

$$\text{温室効果ガス排出量の削減率 (\%)} = \frac{\text{計画年度 (t-CO}_2\text{) } \times 2 - \text{基準年度 (t-CO}_2\text{) } \times 1}{\text{基準年度 (t-CO}_2\text{)}}$$

※1 基準年度：設備投資を行う前の年度における数値（実測値）

※2 計画年度：設備投資後の年度における数値（推定値）

※3 申請A、C、Eについては、生産量原単位あたりの温室効果ガス排出量の削減率として記載

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(3) 川崎臨海部に立地する企業を対象としたアンケート調査結果

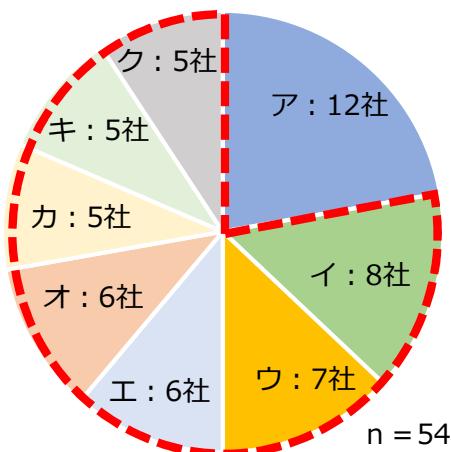
【アンケート調査概要】

実施期間：令和7年6月～9月

対象事業者：川崎臨海部に立地する主な製造業、発電事業者

回答数：22社／25社

① 設備投資を行う目的について ※複数回答



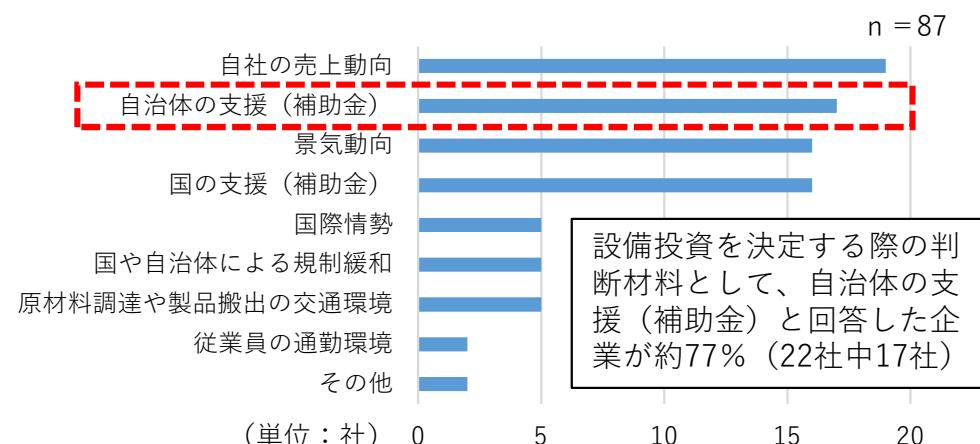
- ア ■ 老朽化等に伴う更新・建替・補強等
イ ■ 省エネ化・脱炭素化
ウ ■ 新技術等の研究開発機能の拡充・新設
工 ■ 新製品等の製造設備の新設
オ ■ 省人化・自動化
カ ■ 需要拡大、売上増加に伴う増設
キ ■ 生産性向上
ク ■ 業務効率化・コスト削減

高度化・高機能化に資する投資

- 設備投資を行う目的として「老朽化等に伴う更新・建替・補強等」と回答した企業が約55%（22社中12社）
- 設備投資を行う目的として、高度化・高機能化に資する投資内容を選択した回答数が約78%（述べ回答数54件のうち、42件）
- 「老朽化等に伴う更新・建替・補強等」と回答した12社のうち、11社が高度化・高付加価値化に資する投資についても複数回答

- 老朽化等の機会を捉え、カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた高度化・高機能化に資する設備投資等を喚起することが重要
- 約77%の企業が、設備投資を行う際の判断材料として、自治体の支援（補助金）と回答
- カーボンニュートラル関連の設備投資への後押しを希望する意見が見られたほか、従業員のエンゲージメント向上など、設備投資による副次的な効果を期待する意見があった。

② 設備投資を決定する際の判断材料について ※複数回答



③ その他の主な意見

- カーボンニュートラル等の改善目的などに対する「インフラ投資」は、利益が出にくい投資となりやすい。市が目指す方向性を踏まえた設備投資を対象にして、補助を受けることができれば投資がしやすくなる。
- 水素の活用を検討している中で、といった設備投資に対しての補助があるとありがたい。
- 企業としてしっかりと方向性を示して、投資をしていくことが必要と考えている。働いている従業員が不安にならないよう、戦略的に投資をしていくことは、結果的に従業員のエンゲージメント向上にもつながっている。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

4. 川崎臨海部の投資環境に係る課題

本制度策定（令和2年度）当時の課題

- 既存施設・設備の老朽化による生産効率の低下
- 市場縮小等に起因する生産規模の縮小・ラインの一部停止
- 機能転換・事業効率化等により、未利用施設・設備が増大

ここ数年、一部工場において、積極的な設備更新の動きがみられるものの、依然として、工場における既存施設・設備の老朽化は大きな課題である。特に化学工場において国内需要の低迷や国際競争の激化に伴う生産規模の縮小や一部停止の動きが見られ、低未利用施設・設備の増大を注視する必要がある。

本制度策定以降、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定や大規模な土地利用転換など、川崎臨海部を取り巻く環境が急速に変化していることを踏まえ、改めて、川崎臨海部の投資環境に係る課題を次のとおり設定する。

（1）経済状況・社会情勢等の変化に対応した産業競争力の強化

川崎臨海部において、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現するとともに、事業開拓、事業適応、事業再編により、新たな事業が次々と開始される操業環境を実現することが求められている。

（2）基幹産業の高度化・高機能化

川崎臨海部は素材産業が集積した日本有数のコンビナートであり、国民生活を支え、国の経済安全保障に資することで、川崎臨海部の持続的な発展につながることから、基幹産業の高度化・高機能化を図る必要がある。

（3）カーボンニュートラルコンビナートの実現

日本のカーボンニュートラル社会の実現をけん引し、カーボンニュートラルに適応した、新たなコンビナートへの転換を図るため、カーボンニュートラルコンビナート構想の3戦略（水素戦略、炭素循環戦略、エネルギー地域最適化戦略）に基づく取組を推進するとともに、水素サプライチェーンの構築に向け、事業者による民間投資を促進する必要がある。

（4）大規模な土地利用転換の早期実現

約400ヘクタールの広大なフィールドにおいて、川崎の次の100年に向けて、川崎臨海部の長期にわたる持続的発展につなげ、市民の生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な大規模土地利用転換を早期に実現する必要がある。

（5）産業基盤の整備

新たな産業誘導に必要な道路、エネルギー等の基盤整備が求められる。

- 川崎臨海部が、企業や従業者から選ばれ続けるためには、これらの課題の早期解決を図るとともに、本エリアにおける積極的な民間設備投資を誘導していくことが必要である。
- 積極的な民間設備投資により、川崎臨海部の高度化・高機能化が図られ、エリア価値が向上するとともに、産業競争力が強化される。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

5. 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等」の見直しについて

(1) 新たな制度の目的

川崎臨海部に立地する企業の**生産機能の強化や製品の高度化等を図る**とともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、**経済状況・社会情勢等の変化に対応する**ために、補助金を交付することにより、市内経済をけん引し、わが国の重要な産業拠点である川崎臨海部の**産業競争力を強化すること**を目的とする。

(2) 新たな制度の方向性

① 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」について

対象事業の考え方

- a. 川崎臨海部における既存施設・設備の積極的な更新等を後押しするとともに、土地利用転換を始めとする低未利用施設・設備の早期解消を図る。
- b. カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等は、現時点において経済合理性が低く、市場も未成熟であることから、2050年に向けて、これらの設備投資等を強く後押しする制度とし、川崎臨海部におけるGXの早期実現を図る。
- c. 技術者や研究者などの**多様な人材の雇用創出**が見込まれる事務所・工場や研究所等への設備投資を促進する。
- d. 川崎臨海部における民間設備投資等の動向を踏まえ、市場性の高さから、本市補助がなくとも、設備投資がなされる産業は対象外とする。

新たな制度の方向性

川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的として、現行制度の対象事業に加えて、川崎臨海部を取り巻く急速な経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、現行制度の要件である操業30年以上の製造業に加え、次の2事業を新たに補助の対象とする。

- I. 新規立地企業や30年未満立地企業による設備投資等
- II. 「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等

② 「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」について

本制度における奨励金額は、固定資産税及び都市計画税の額（1年分）の相当額で、土地売却企業にとって金額的なインセンティブが限定的であり、制度1の拡充に伴い、新規立地企業も含めた支援を強化することから、本制度は**令和7年度末をもって廃止とする**。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(3) 令和8年度以降の制度の主な変更点（案）

		対象事業	投下固定資産額	補助率	補助上限額
現行制度の要件 (継続する)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・操業30年以上 ・温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等であること。 	20億円以上	3% (研究所の設備投資等は5%)	5億円
新たに追加する要件	②	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・操業年数を問わず ・温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等であること。 	20億円以上	3% (研究所の設備投資等は5%)	5億円
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等であること。 ・操業年数を問わず 	3億円以上	5%	5億円

※本制度による税収効果が期待できる年数と、本制度により導入される償却資産の耐用年数を踏まえ、**事業継続期間を10年に変更する。**
(現行制度は5年)

※経済状況・社会情勢等の変化を踏まえて見直すことを念頭に、**制度運用期間は、引き続き5年間**（令和8年度～令和12年度）とする。

「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等について

次の設備投資等を行う場合を補助対象とする。

- 水素、アンモニア、バイオマスを燃料とすることができる発電設備、水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器の新設、増設又は更新
- 水素製造設備及びSAF・合成燃料製造設備、燃料電池設備の新設、増設又は更新
- 水素貯蔵所、水素ステーション等、水素及び水素化合物に係る供給設備の新設、増設又は更新
- 廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備の新設、増設及び更新
- 二酸化炭素の回収・貯留・再利用化に係る設備の新設、増設又は更新
- 水素及び二酸化炭素等の配管並びにその附属設備の新設、増設又は更新

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(4) 達成目標の設定

① 本市予算の見込額

a. 製造業を対象とする設備投資への補助金額 (※現行制度の実績に基づき算出)	25 億円	5年間の制度運用による 本市予算の見込額 35.5億円 ※債務負担行為を設定予定
b. カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資への補助金額 (※「日本政策投資銀行 2024年度設備投資計画調査 企業行動に関わる意識調査（大企業）」を参考に算出)	10.5億円	

② 嘸起される民間の設備投資額

5年間の本制度の運用により喌起される民間の設備投資額は、**960億円**

▶ この民間設備投資額を次の5年間の達成目標として設定する。

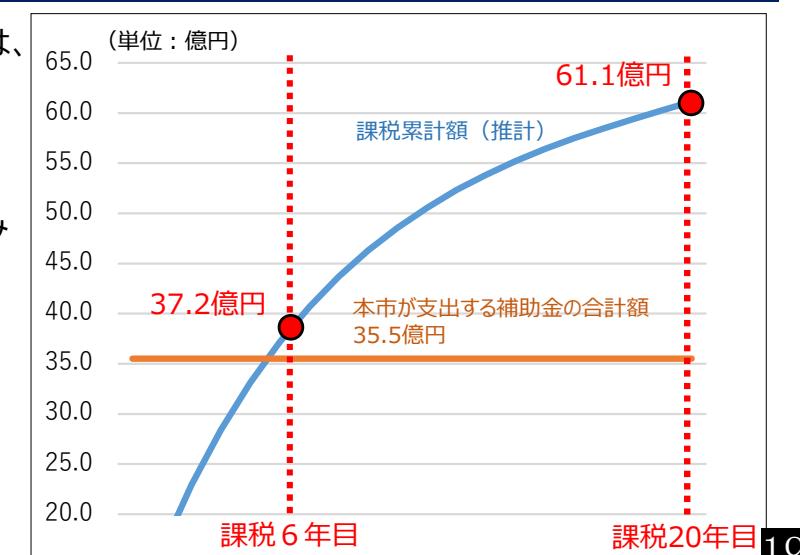
③ 民間の設備投資によりもたらされる税収額

本制度により、5年間で960億円の民間による設備投資が喌起された場合の税収累計額は、

課税開始6年目で37.2億円

※課税開始6年目で、補助金額（35.5億円）を上回る見込み

課税開始20年目で61.1億円



川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

6. イノベート川崎ネクストにおけるテナント事業者向けの支援について（案）

（1）テナント事業者向け支援の具体的な要件等の設定について

- ① 令和5年度から運用している「川崎臨海部研究開発機能強化補助金（イノベート川崎ネクスト）」については、自社活用型施設と賃貸R&D型施設の新設に対する補助を行う制度である。
- ② そのうち、賃貸R&D施設（賃貸研究所施設）については、当該施設へ入居するテナント事業者に対して補助を行うこととしている。
- ③ 令和9年度の南渡田地区まちびらきに向けて、対象となる賃貸R&D施設の計画が具体化してきたことから、テナント事業者向けの補助制度の運用開始に当たって、その具体的な要件等を設定するものである。

イノベート川崎ネクスト（自社活用型と賃貸R&D型）の制度概要

	投下固定資産額	施設	補助率	常用雇用者数	補助限度額
自社活用型	【大企業】 50億円以上 【中小企業】 5億円以上	研究所	12%	【大企業】 50人以上 【中小企業】 10人以上	
		工場・事務所等	9%		
賃貸R&D型	【大企業】 20億円以上 【中小企業】 5億円以上	研究用の共用機器等を有する賃貸研究所	6 %		20億円

ここへ入居するテナント事業者に対し、
具体的な補助の要件等を設定する。

※対象地域…キングスカイフロント及び南渡田地区

※制度運用期間…令和5年度～令和9年度（5年間）

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(3) テナント事業者に対する具体的な補助の内容について

- ① 補助内容は、法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額のどちらかを選択できることとし、収益を見込むことができる事業者や積極的な設備投資を行う事業者の入居を促進する。
- ② 多様な主体による拠点の形成に向け、幅広い事業者にとってインセンティブとなるよう、補助上限額は設定しない。
- ③ 令和9年度の南渡田地区のまちびらきに向け、テナント事業者の入居を強く後押しするため、制度運用期間は、令和8年度～令和9年度までの2年間とする。令和10年度以降の制度については、既に運用を開始しているイノベート川崎ネクスト（制度運用期間：令和5年度～令和9年度）と合わせて、検証を行い、改めて検討することとする。

テナント事業者向けの補助

補助内容は入居後5年分の

「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」とする。

【要件】

ア	内容	研究開発拠点の形成に資するテナント事業者に対し、入居後5年分の法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額を補助金として交付
イ	対象施設	イノベート川崎ネクストを活用して新設した賃貸R&D施設
ウ	対象事業者	研究所として使用することを目的として、対象の賃貸R&D施設と賃貸借契約を結ぶ事業者 ※研究所：機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設
エ	補助上限額	なし
オ	事業継続期間	10年間
カ	制度運用期間	令和8年度～令和9年度（2年間） ※令和10年3月31日までの交付申請を対象とする。

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

(4) テナント事業者に対する補助制度に関する本市予算の見込額 ※債務負担行為を設定予定

臨海部に立地する研究開発拠点であるキングスカイフロントに入居しているテナント事業者の課税額の実績や、南渡田地区に入居が想定される企業規模等から試算する。

南渡田地区に入居するテナント事業者の約半数が法人市民税（法人税割）を、約半数が固定資産税（償却資産）の補助税目をそれぞれ選択すると仮定し、5年分の各税目の相当額を試算する。

① 入居後5年分の法人市民税（法人税割）相当額は、約5,760万円

② 入居後5年分の固定資産税（償却資産）相当額は、約1億5,140万円

合計 約2億900万円

(5) キングスカイフロントを参考にした南渡田地区の賃貸R&D施設における税収等の効果（見込み）

① 新たな入居事業者による法人税収効果をキングスカイフロントに入居しているテナント事業者の平均課税額から試算する。

ア 法人市民税（法人税割）の平均額 約240万円／社
イ 固定資産税（償却資産）の平均額 約310万円／社



法人市民税（法人税割）、固定資産税（償却資産）の推計
入居後10年間で、約7億600万円

② 新たな雇用創出による個人市民税の税収効果をキングスカイフロントのテナント事業者の平均従業者数から試算する。

平均従業者数 19.5人／社

（※キングスカイフロント立地機関へのアンケートからテナント入居企業を抜粋して集計）



個人市民税の推計
入居後10年間で、約4億6,200万円

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

(1) 千葉県

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
千葉県	【新規投資】 大規模投資企業立地（製造業の工場等）	・投下固定資産額500億円以上 ・事業従事者300人以上	・70億円 (不動産取得税及び固定資産税相当額)	—
	【新規投資】 製造業の工場、本社（全業種）、自然科学研究所、流通加工施設	・敷地面積1,000m ² (本社立地は延床面積500m ²)	・10億円 (不動産取得税及び固定資産税相当額)	—
	【再投資】 製造業の工場、自然科学研究所	・投下固定資産額10億円以上	・10億円 (不動産取得税相当額)	—
千葉市	【新規投資】 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設、社員寮	・投下固定資産額50億円以上	・5億円/年×5～6年間 (固定資産税及び都市計画税相当額)	—
		・投下固定資産額1億円以上	・1億円/年×3又は5年間 (固定資産税及び都市計画税相当額)	—
	【追加投資】 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設、倉庫、社員寮	・投下固定資産額2億円以上	・1億円/年×3年間 (固定資産税及び都市計画税相当額)	—
市原市	・工場	・投下固定資産額5億円以上	・50億円 (固定資産税相当額の50%/年×5年)	—
	・研究所、社宅	・投下固定資産額1億5千万円以上	・50億円 (固定資産税相当額の50%/年×5年)	—
	・CNに資する成長分野関連施設	・投下固定資産額3億円以上	・5億円 (固定資産税相当額の70%/年×5年)	—
	・CEの実証施設	・投下固定資産額3億円以上	・5億円 (固定資産税相当額×3年)	—

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

(1) 千葉県（つづき）

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
君津市	【市内に事業所を有しない企業】 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、小売業、飲食サービス業、新エネルギー関連産業等の事業所新設・増設	• 投下固定資産額1億円以上 (新エネルギー関連産業は3億円以上)	• 固定資産税、都市計画税、法人市民税相当額を5年間	—
	【市内に事業所を有する企業】 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、小売業、飲食サービス業、新エネルギー関連産業等が既存の事業所と異なる業種の事業所を設置		• 固定資産税、都市計画税相当額を5年間	—
富津市	【市外から新設】 • 製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業 (再生可能エネルギーによるものに限る)、水産養殖業 • 上記事業に関連する流通、試験、研究等に係る施設	• 投下固定資産額1億円以上	• 固定資産税相当額を3年間	—

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について

参考資料 近隣都市における投資促進制度

(2) 神奈川県

自治体名	対象事業	条件	補助上限額（又は税制措置）	補助率
神奈川県	工場、研究所、宿泊施設（旅館、ホテル）、本社機能その他事業所の機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 大企業 20 億円以上、中小企業 5,000 万円以上 ・雇用人数 大企業 30 人以上、中小企業 10 人以上 	・上限5億円	大企業 3 % 中小企業6%
横浜市	【京浜臨海部工業地域、 臨海南部工業地域】 ①研究所、②先端技術工場など	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 大企業30億円以上、中小企業1億円以上 	① 上限額30億円 ② 上限額20億円	① 20% ② 10%
相模原市	製造業、情報通信業、自然科学研究所 ① リーディング産業（ロボット・航空宇宙）、敷地面積30,000m ² 以上の土地を新たに取得する企業等 ② 本社と工場等を市外から移転する企業等、初めて市内に工場を立地する企業等 ③ 市内 30 年以上の操業企業	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 大企業10億円以上、中小企業1億円以上 	① 上限額10億円 ② 上限額10億円 ③ 上限額4億円	① 20% ② 10% ③ 10%
平塚市	製造業（付随する研究所も含む）、情報通信業、自然科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上 	・上限額5億円 ・固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を7年間（土地の取得がない場合は5年間）	-